

## 共通仕様書(土木工事編 I)新旧対照表

現行条文(平成27年10月)							新条文(平成29年10月)							改定理由			
編	章	節	条	項	項以下	章節条(項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文	
								各項共通							項目見出しを追加 (第1編 共通編 ～ 第8編 道路編)		
1	1	1	1	2			受注者は、共通仕様書の適用にあたって、「県請負監督規程(以下「監督規程」という。)」及び「県工事検査規程」(以下「検査規程」という。)に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、既済部分検査)にあたっては、地方自治施行令(平成25年4月26日政令第129号)(以下「施行令」という。)第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。	1	1	1	1	2			共通仕様書の適用	受注者は、共通仕様書の適用にあたって、「県請負監督規程(以下「監督規程」という。)」及び「県工事検査規程」(以下「検査規程」という。)に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、既済部分検査)にあたっては、地方自治施行令(平成29年3月31日政令第119号)(以下「施行令」という。)第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。	法令等の改正
1	1	1	2	2			本仕様で規定されている総括監督員とは、「監督規程」に定める職務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における工事執行者(「建設工事執行規則(平成23年5月13日規則第53号)」第2条第1項第2号に規定する工事執行者をいう。)に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。	1	1	1	2	2			総括監督員	本仕様で規定されている総括監督員とは、「監督規程」に定める職務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における工事執行者(「建設工事執行規則(平成24年3月30日規則第46号)」第2条第1項第2号に規定する工事執行者をいう。)に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。	法令等の改正
1	1	1	2	9			特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。 なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。	1	1	1	2	9			特記仕様書	特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。	表現の適正化
								1	1	1	2	10			契約図面	契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。	表現の適正化
								1	1	1	2	25			情報共有システム	情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。	用語の追加
1	1	1	2	24			書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。	1	1	1	2	26			書面	書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。	表現の適正化
								1	1	1	2	27			工事写真	工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。	用語の追加

共通仕様書(土木工事編 I)新旧対照表

現行条文(平成27年10月)							新条文(平成29年10月)							改定理由								
編	章	節	条	項	項以下	章節条(項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文						
														1	1	1	2	28	工事帳票	工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。	用語の追加	
														1	1	1	2	29	工事書類	工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。	用語の追加	
														1	1	1	2	30	契約関係書類	契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。	用語の追加	
														1	1	1	2	31	工事完成図書	工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。	用語の追加	
														1	1	1	2	32	電子成果品	電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。	用語の追加	
														1	1	1	2	33	工事関係書類	工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。	用語の追加	
1	1	1	9	2			受注者は、工事の一部を下請けで施工する場合は「宮城県請負工事元請・下請関係適正化要綱(平成19年3月28日付け事管第472号土木部長通知)」を遵守すること。	1	1	1	9	2			宮城県請負工事元請・下請関係適正化要綱	受注者は、工事の一部を下請けで施工する場合は「宮城県請負工事元請・下請関係適正化要綱(平成28年12月1日付け事管第303号土木部長通知)」を遵守すること。						要綱の改正
														1	1	1	12	5	NETIS	受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。 受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国官施第17号、国総施第141号)による必要な措置をとるものとする。	NETIS利用時の条文を追加	
														1	1	1	12	5	(1)	受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。	NETIS利用時の条文を追加	

### 共通仕様書(土木工事編 I)新旧対照表

現行条文(平成27年10月)							新条文(平成29年10月)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	章節条(項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文
															(2)受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。	NETIS利用時の条文を追加
1	1	1	14	2			設計図書の変更は、「建設工事に係る設計変更事務取扱要領(平成13年3月30日事管第551号産業経済部長・土木部長通知)に基づき、適切に処理しなければならない。								(削除)	内部運用のため削除
1	1	1	23	5			受注者は、工事に使用する指定機械及び主要な船舶を搬入・搬出する際には、監督職員に通知しなければならない。								(削除)	国共通仕様書に準拠
1	1	1	26	1			受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省総合政策局建設施工企画課長 通達平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本理立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。	1	1	1	26	1		安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省総合政策局建設施工企画課長 通達平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本理立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。	法令等の改正
1	1	1	26	7			受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。	1	1	1	26	7		現場環境改善	受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。	土木工事積算基準に準拠
1	1	1	26	13			監督職員が、労働安全衛生法(平成26年6月改正法律第82号)第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	1	1	1	26	13		安全衛生協議会の設置	監督職員が、労働安全衛生法(平成27年5月改正法律第17号)第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	法令等の改正

共通仕様書(土木工事編 I)新旧対照表

現行条文(平成27年10月)						新条文(平成29年10月)						改定理由			
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文	
1	1	1	30	6		1	1	1	30	6	(1)	排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に適合する法律」(平成17年法律51号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に適合する法律」(平成27年6月改正法律50号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付け国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	法令等の改正
1	1	1	30	6		1	1	1	30	6	(2)	排出ガス対策型建設機械	受注者はトンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)第16条第1項第2項もしくは第20条第1項第2項に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 トンネル用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着(黒煙浄化装置付)した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	受注者はトンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)第16条第1項第2項もしくは第20条第1項第2項に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付け国総環リ第1号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 トンネル用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着(黒煙浄化装置付)した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	法令等の改正
1	1	1	30	9		1	1	1	30	9		特定調達品目	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達に関する法律(平成15年7月改正法律第119号。「グリーン購入法」という。))第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達に関する法律(平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。))第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	法令等の改正

共通仕様書(土木工事編 I)新旧対照表

現行条文(平成27年10月)							新条文(平成29年10月)							改定理由			
編	章	節	条	項	項以下	章節条(項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文	
															グリーン購入法に基づく環境物品等の調達に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。	環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成28年2月)に準拠	
1	1	1	32	4			受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成26年5月26日 内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	32	4			交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成28年7月15日改正 内閣府・国土交通省令第2号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	法令等の改正
1	1	1	32	12			受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成26年5月28日改正政令第424号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(平成26年4月改正 政令第169号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(平成26年6月改正 法律第69号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	32	12			通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成26年5月28日改正政令第187号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(平成28年7月15日改正 政令第258号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(平成27年9月改正 法律第76号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	誤字の修正 法令等の改正
1	1	1	34	1			(省略)	1	1	1	34	1		諸法令の遵守	(省略)	法令等の改正による年月日の修正	
1	1	1	39	3			発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(平成22年12月3日改正法律第65号)第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	39	3		著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(平成28年5月27日改正法律第51号)第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	法令等の改正	
								1	2	2	0				国土交通省「道路土工構造物技術基準(平成27年3月)」	適用すべき諸基準の追加	
1	2	3	3	4			受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンバ・振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。	1	2	3	3	4			狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンバ・振動ローラ等の小型締固め機械により、 <b>仕上り厚20cm以下で入念に</b> 締固めなければならない。	道路土工「盛土工指針」に準拠
1	2	4	3	9			受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンバ・振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。	1	2	4	3	9			狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンバ・振動ローラ等の小型締固め機械により、 <b>仕上り厚20cm以下で入念に</b> 締固めなければならない。	道路土工「盛土工指針」に準拠

## 共通仕様書(土木工事編 I)新旧対照表

現行条文(平成27年10月)							新条文(平成29年10月)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	章節条(項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文
1	2	4	4	7			受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンバ・振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。	1	2	4	4	7		狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンバ・振動ローラ等の小型締固め機械により、 <b>仕上り厚20cm以下で入念に締固めなければならない。</b>	道路土工「盛土工指針」に準拠
								1	3	2	0				機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン(案) (平成28年7月)	適用すべき諸基準の追加
								1	3	2	0				機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(案)(平成29年3月)	適用すべき諸基準の追加
2	1	3	0	1			受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。	2	1	3	0	1		一般事項	受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で <b>品質規格証明書等の提出を定められているもの</b> については、監督職員へ提出しなければならない。	表現の適正化
2	1	3	0	4			受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。	2	1	3	0	4		見本・品質証明資料	受注者は、設計図書において <b>監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用すること</b> を指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。	表現の適正化
2	2	8	3				再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(平成26年7月改正 政令第269号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-24、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3				再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(平成28年11月改正 政令第343号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-24、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。	法令等の改正
3	2	2	0				日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)	3	2	2	0				日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)	基準等の改定
3	2	2	0				環境省 水質汚濁に係わる環境基準について (平成26年11月)	3	2	2	0				環境省 水質汚濁に係わる環境基準について (平成28年3月)	基準等の改定
3	2	2	0				日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)	3	2	2	0				日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	基準等の改定
3	2	2	0				日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月)	3	2	2	0				日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)	基準等の改定
								3	2	2	0				国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)	適用すべき諸基準の追加

共通仕様書(土木工事編 I)新旧対照表

現行条文(平成27年10月)							新条文(平成29年10月)							改定理由																																																																																
編	章	節	条	項	項以下	項以下	編	章	節	条	項	項以下	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文																																																																														
3	2	3	2	6	(1)	②	ただし、x、yはJIS Z 8701(色の表示方法-XYZ表色系及びX10Y10Z10表色系)の色度座標である。	3	2	3	2	6	(1)	②	ただし、x、yはJIS Z 8781-3(測色-第三部:CIE三刺激値)の色度座標である。	JISの改定																																																																														
3	2	3	13	4	(6)		寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも5日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行うものとする。	3	2	3	13	4	(6)		寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行うものとする。	コンクリート標準示方書(施工編)2012年制定に準拠																																																																														
3	2	3	14	2	(1)		プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会、平成25年11月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	3	14	2	(1)		プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会、平成25年11月)における、JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表現の適正化																																																																														
3	2	3	14	2	(1)		<p style="text-align: center;"><b>表2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品質項目</th> <th>単位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">未硬化の接着剤</td> <td>外観</td> <td>—</td> <td>有害と認められる異物の混入がなく、材料分</td> <td rowspan="5">—</td> </tr> <tr> <td>粘り</td> <td>MPa・s</td> <td>1×10<sup>1</sup>～1×10<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>可使時間</td> <td>時間</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>mm</td> <td>0.3以上</td> </tr> <tr> <td>比</td> <td>—</td> <td>1.1～1.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">硬化した接着剤</td> <td>引張</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>12.5以上</td> <td rowspan="5">23±2℃ 2℃ 7日間</td> </tr> <tr> <td>圧縮</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>50.0以上</td> </tr> <tr> <td>引張せん断</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>接着</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>6.0以上</td> </tr> <tr> <td>試験温度</td> <td></td> <td>春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 23±2℃</td> </tr> </tbody> </table>	品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化の接着剤	外観	—	有害と認められる異物の混入がなく、材料分	—	粘り	MPa・s	1×10 <sup>1</sup> ～1×10 <sup>2</sup>	可使時間	時間	2以上	だれ最小厚さ	mm	0.3以上	比	—	1.1～1.7	硬化した接着剤	引張	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上	23±2℃ 2℃ 7日間	圧縮	N/mm <sup>2</sup>	50.0以上	引張せん断	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上	接着	N/mm <sup>2</sup>	6.0以上	試験温度		春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 23±2℃	3	2	3	14	2	(1)		<p style="text-align: center;"><b>表2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品質項目</th> <th>単位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">未硬化の接着剤</td> <td>外観</td> <td>—</td> <td>有害と認められる異物の混入がなく、材料分</td> <td rowspan="5">—</td> </tr> <tr> <td>粘り</td> <td>MPa・s</td> <td>1×10<sup>1</sup>～10×10<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td>可使時間</td> <td>時間</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>mm</td> <td>0.3以上</td> </tr> <tr> <td>密度</td> <td>g/cm<sup>3</sup></td> <td>1.1～1.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">硬化した接着剤</td> <td>引張</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>12.5以上</td> <td rowspan="5">23±2℃ 2℃ 7日間</td> </tr> <tr> <td>圧縮</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>50.0以上</td> </tr> <tr> <td>引張せん断</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>接着</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>6.0以上</td> </tr> <tr> <td>試験温度</td> <td></td> <td>春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 23±2℃</td> </tr> </tbody> </table>	品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化の接着剤	外観	—	有害と認められる異物の混入がなく、材料分	—	粘り	MPa・s	1×10 <sup>1</sup> ～10×10 <sup>1</sup>	可使時間	時間	2以上	だれ最小厚さ	mm	0.3以上	密度	g/cm <sup>3</sup>	1.1～1.7	硬化した接着剤	引張	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上	23±2℃ 2℃ 7日間	圧縮	N/mm <sup>2</sup>	50.0以上	引張せん断	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上	接着	N/mm <sup>2</sup>	6.0以上	試験温度		春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 23±2℃	誤字の修正
品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件																																																																																										
未硬化の接着剤	外観	—	有害と認められる異物の混入がなく、材料分	—																																																																																										
	粘り	MPa・s	1×10 <sup>1</sup> ～1×10 <sup>2</sup>																																																																																											
	可使時間	時間	2以上																																																																																											
	だれ最小厚さ	mm	0.3以上																																																																																											
	比	—	1.1～1.7																																																																																											
硬化した接着剤	引張	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上	23±2℃ 2℃ 7日間																																																																																										
	圧縮	N/mm <sup>2</sup>	50.0以上																																																																																											
	引張せん断	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上																																																																																											
	接着	N/mm <sup>2</sup>	6.0以上																																																																																											
	試験温度		春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 23±2℃																																																																																											
品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件																																																																																										
未硬化の接着剤	外観	—	有害と認められる異物の混入がなく、材料分	—																																																																																										
	粘り	MPa・s	1×10 <sup>1</sup> ～10×10 <sup>1</sup>																																																																																											
	可使時間	時間	2以上																																																																																											
	だれ最小厚さ	mm	0.3以上																																																																																											
	密度	g/cm <sup>3</sup>	1.1～1.7																																																																																											
硬化した接着剤	引張	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上	23±2℃ 2℃ 7日間																																																																																										
	圧縮	N/mm <sup>2</sup>	50.0以上																																																																																											
	引張せん断	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上																																																																																											
	接着	N/mm <sup>2</sup>	6.0以上																																																																																											
	試験温度		春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 23±2℃																																																																																											
3	2	3	23	3	(6)	ボルトの締付機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヶ月毎にその他の機器は3ヶ月毎に点検を行い、精度を確認しなければならない。	3	2	3	23	3	(6)	ボルトの締付機、測定器具などの検定は、下記に示す時期に行いその精度を確認しなければならない。 ① 軸力計は現場搬入直前に1回、その後は3ヶ月に1回検定を行う。 ② トルクレンチは現場搬入時に1回、搬入後は1ヶ月に1回検定を行う。 ③ ボルト締付け機は現場搬入前に1回点検し、搬入後は3ヶ月に1回検定を行う。ただし、トルシア形高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよい。	道路橋示方書・同解説に準拠																																																																																

## 共通仕様書(土木工事編 I)新旧対照表

現行条文(平成27年10月)							新条文(平成29年10月)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	章節条(項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文
3	2	3	31	16	(6)	③	塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計値)の20%を越えないものとする。ただし、 <b>平均値が目標塗膜厚(合計値)以上の場合合格とするものとする。</b>	3	2	3	31	16	(6)	③	塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計値)の20%を越えないものとする。ただし、 <b>標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とするものとする。</b>	鋼道路橋防食便覧に準拠
3	2	3	31	16	(6)	④	平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は <b>塗増し</b> 、再検査しなければならない。	3	2	3	31	16	(6)	④	平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が <b>管理基準値</b> を満足すれば合格とし、不合格の場合は、 <b>最上層の塗料を増し塗り</b> して、再検査しなければならない。	鋼道路橋防食便覧に準拠
3	2	3	31	16	(7)		受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないまま現場に搬入し、 <b>使用</b> しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)の確認を監督職員に <b>受け</b> なければならない。	3	2	3	31	16	(7)		受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないまま現場に搬入し、 <b>塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に提示</b> しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書 <b>及び塗料成績表</b> (製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)を確認し、 <b>記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示</b> しなければならない。	表現の適正化
3	2	4	4	3			受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。 なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	3	2	4	4	3		試験杭の施工	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。 なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。 <b>また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することによって不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。</b>	杭基礎施工便覧に準拠
3	2	4	4	11			受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。	3	2	4	4	11		中掘り杭工法による既製杭工の施工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。 <b>杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。</b> なお、 <b>施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。</b>	杭基礎施工便覧に準拠



共通仕様書(土木工事編 I)新旧対照表

現行条文(平成27年10月)						新条文(平成29年10月)						改定理由										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文								
3	2	4	4	21	(5)								受注者は、降雪雨時、強風時に露地で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できる。	3	2	4	4	21	(5)		受注者は、降雪雨時、強風時に露地で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。風は、セルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には2m/sec以内とする。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できる。	杭基礎施工便覧に準拠
3	2	4	5	1								試験杭の施工	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。 なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	3	2	4	5	1		試験杭の施工	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。 なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。 また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。	杭基礎施工便覧に準拠
3	2	4	5	9								鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。	3	2	4	5	9		鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し500～700mmの間隔で設置するものとする。	杭基礎施工便覧に準拠
3	2	10	5	24								止水シートの設置	受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。	3	2	10	5	24		止水シートの設置	受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。側壁や下床版等のコンクリートの打継部では必要に応じて増張りを実施するものとする。	トンネル標準示方書(開削工法編)に準拠
3	2	12	3	1	(1) ①							(1) ①	受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。	3	2	12	3	1	(1) ①	(1) ①	受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で、原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。	鋼橋製作の実態を反映
3	2	12	3	1	(1) ③							(1) ③	受注者は、JIS B 7512(鋼製巻尺)の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3	1	(1) ③	(1) ③	原寸図を作成する場合、受注者は、JIS B 7512(鋼製巻尺)の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	国共通仕様書準拠(鋼橋製作の実態を反映)

共通仕様書(土木工事編 I)新旧対照表

現行条文(平成27年10月)						新条文(平成29年10月)						改定理由																																																																
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文																																																														
3	2	12	3	1	(1) ④		3	2	12	3	1	(1) ④	受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。 なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。	鋼道路橋施工便覧に準拠																																																														
3	2	12	3	1	(8)		3	2	12	3	1	(8) 予熱	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表2-51により予熱することを標準とする。 なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表2-52とする。	道路橋示方書・同解説に準拠																																																														
							3	2	12	3	1	(8)	<p><b>表2-52 予熱温度の標準を適用する場合の<math>R_{\text{a}}</math>の条件</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鋼種</th> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490</th> <th>SM520</th> <th>SMA490W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼材の板厚(mm)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> </tr> <tr> <td>25を超え50以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.27以下</td> </tr> <tr> <td>50を超え100以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.29以下</td> <td>0.29以下</td> </tr> </tbody> </table>	鋼種	SM400	SMA400W	SM490	SM520	SMA490W	鋼材の板厚(mm)						25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下	道路橋示方書・同解説に準拠																																
鋼種	SM400	SMA400W	SM490	SM520	SMA490W																																																																							
鋼材の板厚(mm)																																																																												
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																																																							
25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下																																																																							
50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																																																																							
3	2	12	3	1	(11)	<p><b>表2-53 主要部材の完全溶込みの適合せ標準の非破壊試験検査手</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部材</th> <th rowspan="2">1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</th> <th colspan="2">放射線透過試験</th> <th rowspan="2">超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影枚数</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張部材</td> <td>1</td> <td>1枚(端部を含む)</td> <td></td> <td rowspan="7">継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>圧縮部材</td> <td>5</td> <td>1枚(端部を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引張フランジ</td> <td>1</td> <td>1枚(端部を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧縮フランジ</td> <td>5</td> <td>1枚(端部を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲げ部材</td> <td rowspan="2">1</td> <td>応力に直角な方向の継手</td> <td>1枚(引張側)</td> </tr> <tr> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>鋼床版</td> <td>1</td> <td>1枚(端部を含む)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験		超音波探傷試験	撮影枚数	検査長さ	引張部材	1	1枚(端部を含む)		継手全長を原則とする	圧縮部材	5	1枚(端部を含む)		引張フランジ	1	1枚(端部を含む)		圧縮フランジ	5	1枚(端部を含む)		曲げ部材	1	応力に直角な方向の継手	1枚(引張側)	応力に平行な方向の継手	1枚(端部を含む)	鋼床版	1	1枚(端部を含む)		<p><b>表2-53 主要部材の完全溶込みの適合せ標準の非破壊試験検査手</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部材</th> <th rowspan="2">1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</th> <th colspan="2">放射線透過試験</th> <th rowspan="2">超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影枚数</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張部材</td> <td>1</td> <td>1枚(端部を含む)</td> <td></td> <td rowspan="7">継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>圧縮部材</td> <td>5</td> <td>1枚(端部を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引張フランジ</td> <td>1</td> <td>1枚(端部を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧縮フランジ</td> <td>5</td> <td>1枚(端部を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲げ部材</td> <td rowspan="2">1</td> <td>応力に直角な方向の継手</td> <td>1枚(引張側)</td> </tr> <tr> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1枚(端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>鋼床版</td> <td>1</td> <td>1枚(端部を含む)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 検査手法の特性の相違により、検査長さの単位は放射線透過試験の200mmに対して、超音波探傷試験では1継手の全長としている。</p>	部材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験		超音波探傷試験	撮影枚数	検査長さ	引張部材	1	1枚(端部を含む)		継手全長を原則とする	圧縮部材	5	1枚(端部を含む)		引張フランジ	1	1枚(端部を含む)		圧縮フランジ	5	1枚(端部を含む)		曲げ部材	1	応力に直角な方向の継手	1枚(引張側)	応力に平行な方向の継手	1枚(端部を含む)	鋼床版	1	1枚(端部を含む)		鋼道路橋施工便覧に準拠
部材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験		超音波探傷試験																																																																								
		撮影枚数	検査長さ																																																																									
引張部材	1	1枚(端部を含む)		継手全長を原則とする																																																																								
圧縮部材	5	1枚(端部を含む)																																																																										
引張フランジ	1	1枚(端部を含む)																																																																										
圧縮フランジ	5	1枚(端部を含む)																																																																										
曲げ部材	1	応力に直角な方向の継手	1枚(引張側)																																																																									
		応力に平行な方向の継手	1枚(端部を含む)																																																																									
鋼床版	1	1枚(端部を含む)																																																																										
部材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験		超音波探傷試験																																																																								
		撮影枚数	検査長さ																																																																									
引張部材	1	1枚(端部を含む)		継手全長を原則とする																																																																								
圧縮部材	5	1枚(端部を含む)																																																																										
引張フランジ	1	1枚(端部を含む)																																																																										
圧縮フランジ	5	1枚(端部を含む)																																																																										
曲げ部材	1	応力に直角な方向の継手	1枚(引張側)																																																																									
		応力に平行な方向の継手	1枚(端部を含む)																																																																									
鋼床版	1	1枚(端部を含む)																																																																										
3	2	12	3	1	(12) ⑥		3	2	12	3	1	(12) ⑥	外部さぎの検査について、磁粉深傷試験又は浸透深傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 なお、極間法を適用する場合には、磁粉探傷試験の資格のうち、極間法に限定された磁粉探傷試験のレベル2以上の資格を有するものとする。	鋼道路橋施工便覧に準拠																																																														
3	2	12	3	1	(14) ①		3	2	12	3	1	(14) ①	受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと(以下「実仮組立」という。)を基本とする。ただし、他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て実施できるものとする。	国共通仕様書準拠(シミュレーション仮組立検査の採用実績が多い実態を反映)																																																														

共通仕様書(土木工事編 I)新旧対照表

現行条文(平成27年10月)						新条文(平成29年10月)						改定理由																																																																																																																																											
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文																																																																																																																																									
3	2	17	2	1		3	2	17	2	1		一般事項	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法(平成19年3月改正法律第8号)に基づくものでなければならない。	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法(平成26年6月改正法律第69号)に基づくものでなければならない。	法令等の改正																																																																																																																																								
3	2	18	2	1	(12)	3	2	18	2	1	(12)		受注者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンパーを測定し、その記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時まで監督職員へ提出しなければならない。	受注者は、床版コンクリート打設前においては主桁のそり、打設後においては床板の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	出来形管理基準の測定項目と整合																																																																																																																																								
4	1	7	2	1	(1)	4	1	7	2	1	(1)		<p><b>表1-1 純ポリ塩化ビニル：(厚さ1mm、色：透明)の品質規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.25以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td>kgf/cm<sup>2</sup></td> <td>80±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>11.8以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td></td> <td>%</td> <td>290以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>老化性</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">※ 耐 薬 品 性</td> <td rowspan="2">7%酢</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食塩水</td> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食塩水</td> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td>°C</td> <td>-30° 以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的試験機関のみの試験項目</p>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.25以下	JIS K 6773	硬 さ		kgf/cm <sup>2</sup>	80±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	11.8以上	JIS K 6773	伸 び		%	290以上	JIS K 6773	老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	※ 耐 薬 品 性	7%酢	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773	食塩水	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	食塩水	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性		°C	-30° 以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252	<p><b>表1-1 純ポリ塩化ビニル：(厚さ1mm、色：透明)の品質規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.25以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td>kgf/cm<sup>2</sup></td> <td>80±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>11.8以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td></td> <td>%</td> <td>290以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>老化性</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">※ 耐 薬 品 性</td> <td rowspan="2">7%酢</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食塩水</td> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食塩水</td> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td>°C</td> <td>-30° 以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252-1 JIS K 6252-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的試験機関のみの試験項目</p>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.25以下	JIS K 6773	硬 さ		kgf/cm <sup>2</sup>	80±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	11.8以上	JIS K 6773	伸 び		%	290以上	JIS K 6773	老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	※ 耐 薬 品 性	7%酢	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773	食塩水	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	食塩水	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性		°C	-30° 以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2	JISの改定
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																																			
比 重			1.25以下	JIS K 6773																																																																																																																																																			
硬 さ		kgf/cm <sup>2</sup>	80±5	JIS K 6773																																																																																																																																																			
引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	11.8以上	JIS K 6773																																																																																																																																																			
伸 び		%	290以上	JIS K 6773																																																																																																																																																			
老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																			
※ 耐 薬 品 性	7%酢	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																																		
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																																		
	食塩水	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																																		
		引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																		
	食塩水	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																		
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																																		
柔軟性		°C	-30° 以下	JIS K 6773																																																																																																																																																			
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252																																																																																																																																																			
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																																			
比 重			1.25以下	JIS K 6773																																																																																																																																																			
硬 さ		kgf/cm <sup>2</sup>	80±5	JIS K 6773																																																																																																																																																			
引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	11.8以上	JIS K 6773																																																																																																																																																			
伸 び		%	290以上	JIS K 6773																																																																																																																																																			
老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																			
※ 耐 薬 品 性	7%酢	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																																		
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																																		
	食塩水	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																																		
		引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																		
	食塩水	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																		
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																																		
柔軟性		°C	-30° 以下	JIS K 6773																																																																																																																																																			
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2																																																																																																																																																			
4	1	7	2	1	(1)	4	1	7	2	1	(1)		<p><b>表1-2 エチレン酢酸ビニル：(厚さ1mm、色：透明)の品質規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.0以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td>kgf/cm<sup>2</sup></td> <td>93±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>15.6以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td></td> <td>%</td> <td>400以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>老化性</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">※ 耐 薬 品 性</td> <td rowspan="2">7%酢</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食塩水</td> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食塩水</td> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td>°C</td> <td>-30° 以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的試験機関のみの試験項目</p>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.0以下	JIS K 6773	硬 さ		kgf/cm <sup>2</sup>	93±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	15.6以上	JIS K 6773	伸 び		%	400以上	JIS K 6773	老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	※ 耐 薬 品 性	7%酢	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773	食塩水	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	食塩水	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性		°C	-30° 以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252	<p><b>表1-2 エチレン酢酸ビニル：(厚さ1mm、色：透明)の品質規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.0以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td>kgf/cm<sup>2</sup></td> <td>93±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>15.6以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td></td> <td>%</td> <td>400以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>老化性</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">※ 耐 薬 品 性</td> <td rowspan="2">7%酢</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食塩水</td> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食塩水</td> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td>°C</td> <td>-30° 以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252-1 JIS K 6252-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的試験機関のみの試験項目</p>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.0以下	JIS K 6773	硬 さ		kgf/cm <sup>2</sup>	93±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	15.6以上	JIS K 6773	伸 び		%	400以上	JIS K 6773	老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	※ 耐 薬 品 性	7%酢	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773	食塩水	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	食塩水	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性		°C	-30° 以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2	JISの改定
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																																			
比 重			1.0以下	JIS K 6773																																																																																																																																																			
硬 さ		kgf/cm <sup>2</sup>	93±5	JIS K 6773																																																																																																																																																			
引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	15.6以上	JIS K 6773																																																																																																																																																			
伸 び		%	400以上	JIS K 6773																																																																																																																																																			
老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																			
※ 耐 薬 品 性	7%酢	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																																		
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																																		
	食塩水	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																																		
		引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																		
	食塩水	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																		
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																																		
柔軟性		°C	-30° 以下	JIS K 6773																																																																																																																																																			
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252																																																																																																																																																			
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																																			
比 重			1.0以下	JIS K 6773																																																																																																																																																			
硬 さ		kgf/cm <sup>2</sup>	93±5	JIS K 6773																																																																																																																																																			
引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	15.6以上	JIS K 6773																																																																																																																																																			
伸 び		%	400以上	JIS K 6773																																																																																																																																																			
老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																			
※ 耐 薬 品 性	7%酢	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																																		
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																																		
	食塩水	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																																		
		引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																		
	食塩水	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																		
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																																		
柔軟性		°C	-30° 以下	JIS K 6773																																																																																																																																																			
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2																																																																																																																																																			
						4	4	2	0			適用すべき諸基準	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(平成26年9月)	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)	基準等の改定																																																																																																																																								

## 共通仕様書(土木工事編 I)新旧対照表

現行条文(平成27年10月)							新条文(平成29年10月)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	章節条(項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文
4	5	2	0				ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(平成26年9月)	4	5	2	0				ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)	基準等の改定
4	5	2	0				日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(昭和60年2月)	4	5	2	0				日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(平成27年3月)	基準等の改定
4	5	6	1	2			受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(平成26年9月)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	4	5	6	1	2		適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)及び、国土交通省ダム・堰施設技術基準(案)(平成28年3月)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	基準等の改定 適用すべき諸基準の追加
4	5	7	1	2			受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(平成26年9月)第7章施工の規定によらなければならない。	4	5	7	1	2		適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)及び、国土交通省ダム・堰施設技術基準(案)(平成28年3月)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	基準等の改定 適用すべき諸基準の追加
4	5	8	1	2			受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(平成26年9月)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	4	5	8	1	2		適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)及び、国土交通省ダム・堰施設技術基準(案)(平成28年3月)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	基準等の改定 適用すべき諸基準の追加
4	6	2	0				ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(平成26年9月)	4	6	2	0			適用すべき諸基準	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)	基準等の改定
4	6	2	0				河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説(平成13年)	4	6	2	0				河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説(平成27年2月)	基準等の改定
4	6	2	0				河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備設計指針(案)同解説(平成13年)	4	6	2	0				(削除)	基準等の統廃合による廃止
4	9	2	0				ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(平成26年9月)	4	9	2	0				ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)	基準等の改定
4	9	2	0				河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説(平成13年)	4	9	2	0				河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説(平成27年2月)	基準等の改定

共通仕様書(土木工事編 I)新旧対照表

現行条文(平成27年10月)							新条文(平成29年10月)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	章節条(項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文
5	1	2	0				農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成16年3月)	5	1	2	0				農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成26年12月)	基準等の改定
5	2	2	0				農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成16年3月)	5	2	2	0				農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成26年12月)	基準等の改定
5	3	2	0				農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成16年3月)	5	3	2	0				農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成26年12月)	基準等の改定
								6	1	2	0				砂防・地すべり技術センター 砂防ソイルセメント施工便覧 (平成28年版)	適用すべき諸基準の追加
6	1	6	1	2			受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工一のり面工・斜面安定工指針3設計と施工」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり砕工の設計・施工指針第8章吹付砕工、第9章プレキャスト砕工、第10章現場打ちコンクリート砕工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	6	1	2	適用規定	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針3設計と施工」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり砕工の設計・施工指針第8章吹付砕工、第9章プレキャスト砕工、第10章現場打ちコンクリート砕工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	誤字の修正	
								8	1	2	0				国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)	適用すべき諸基準の追加
								8	1	9	1	4		コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、以下による。 (1)受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。 (2)非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成24年3月)に従い行わなければならない。 (3)本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。 (4)要領により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。	出来形管理基準の測定項目と整合
8	2	2	0				日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説(昭和63年12月)	8	2	2	0				日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説(平成28年3月)	基準等の改定

## 共通仕様書(土木工事編 I)新旧対照表

現行条文(平成27年10月)							新条文(平成29年10月)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	章節条(項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文
8	2	2	0				土木学会 舗装標準示方書(平成19年3月)	8	2	2	0				土木学会 舗装標準示方書(平成27年10月)	基準等の改定
8	2	11	1	3			受注者は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工」(日本道路協会、昭和63年12月)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び本編2-11-3道路植栽工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	2	11	1	3		適用規定	受注者は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説2-3施工」(日本道路協会、平成28年3月)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び本編2-11-3道路植栽工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	基準等の改定
8	3	2	0				日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(昭和60年2月)	8	3	2	0				日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(平成27年3月)	基準等の改定
8	3	2	0				日本道路協会 杭基礎施工便覧(平成19年1月)	8	3	2	0				日本道路協会 杭基礎施工便覧(平成27年3月)	基準等の改定
8	3	2	0				日本道路協会 杭基礎設計便覧(平成19年1月)	8	3	2	0				日本道路協会 杭基礎設計便覧(平成27年3月)	基準等の改定
8	3	8	9	4			受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧IV架設編第3章架設工法」(日本道路協会、昭和60年2月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。	8	3	8	9	4		アンカーフレームの架設	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧III現場施工編第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。	鋼道路橋施工便覧に準拠
8	3	8	10	2			受注者は、部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンの合計をその箇所連結ボルト数の1/2以上とし、架設応力に耐えるだけの仮締めボルトとドリフトピンを用いなければならない。							(削除)		道路橋示方書・同解説に準拠
8	3	8	11	2			受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(II鋼橋編)18章施工」(日本道路協会、平成24年3月)、「鋼道路橋施工便覧IV架設編第2章架設工事」(日本道路協会、昭和60年2月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	3	8	11	2		適用規定	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(II鋼橋編)18章施工」(日本道路協会、平成24年3月)、「鋼道路橋施工便覧III現場施工編第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	鋼道路橋施工便覧に準拠
8	4	2	0				日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(昭和60年2月)	8	4	2	0				日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(平成27年3月)	基準等の改定
8	6	2	0				土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法・同解説(平成18年7月)	8	6	2	0				土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説(平成28年8月)	基準等の改定

## 共通仕様書(土木工事編 I)新旧対照表

現行条文(平成27年10月)							新条文(平成29年10月)							改定理由			
編	章	節	条	項	項以下	章節条(項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文	
8	6	2	0				土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (平成18年7月)	8	6	2	0				土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (平成28年8月)	基準等の改定	
8	6	2	0				土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説 (平成18年7月)	8	6	2	0				土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成28年8月)	基準等の改定	
8	6	4	1	2			受注者は、 <b>施工中</b> 、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に連絡しなければならない。	8	6	4	1	2			異常時の処置	受注者は、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に連絡しなければならない。	トンネル標準示方書(山岳工法編)に準拠
8	6	4	4	3			受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付けコンクリート面に密着するようにナットで緊結しなければならない。	8	6	4	4	3			ナット緊結	受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付けコンクリート面に密着するように、 <b>スパナやパイレンチを用いて</b> ナットで緊結しなければならない。	トンネル標準示方書(山岳工法編)に準拠
8	6	5	3	3			受注者は、コンクリートの締め固めにあたっては、棒状パイプレータを用い、打込み後すみやかに締め固めなければならない。ただし、棒状パイプレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠パイプレータを使用して確実に締め固めなければならない。	8	6	5	3	3			コンクリート締め固め	受注者は、コンクリートの締め固めにあたっては、棒状パイプレータを用い、打込み後すみやかに締め固めなければならない。ただし、棒状パイプレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠パイプレータを使用して確実に締め固めなければならない。 <b>なお、流動性を向上させた中流動コンクリート等を使用した場合は、材料分離を防止するために内部振動機ではなく型枠パイプレータを使用するものとする。</b>	トンネル標準示方書(山岳工法編)に準拠
8	6	5	3	5			受注者は、 <b>妻型</b> 枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。	8	6	5	3	5			つま型枠の施工	受注者は、 <b>つま型</b> 枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。 <b>つま型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。また、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。</b>	トンネル標準示方書(山岳工法編)に準拠
8	7	2	0				日本道路協会 杭基礎施工便覧(平成19年1月)	8	7	2	0					日本道路協会 杭基礎施工便覧(平成27年3月)	基準等の改定
8	7	2	0				日本道路協会 杭基礎設計便覧(平成19年1月)	8	7	2	0					日本道路協会 杭基礎設計便覧(平成27年3月)	基準等の改定
8	8	2	0				日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(昭和60年2月)	8	8	2	0					日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(平成27年3月)	基準等の改定
8	8	2	0				日本道路協会 杭基礎施工便覧(平成19年1月)	8	8	2	0					日本道路協会 杭基礎施工便覧(平成27年3月)	基準等の改定

## 共通仕様書(土木工事編 I)新旧対照表

現行条文(平成27年10月)							新条文(平成29年10月)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	章節条(項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文
8	8	2	0				日本道路協会 杭基礎設計便覧(平成19年1月)	8	8	2	0				日本道路協会 杭基礎設計便覧(平成27年3月)	基準等の改定
8	9	2	0				日本道路協会 杭基礎設計便覧(平成19年1月)	8	9	2	0				日本道路協会 杭基礎設計便覧(平成27年3月)	基準等の改定
8	10	2	0				日本道路協会 道路構造令の解説と運用(平成16年2月)	8	10	2	0				日本道路協会 道路構造令の解説と運用(平成27年6月)	基準等の改定
8	11	2	0				土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説(平成18年7月)	8	11	2	0				土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説(平成28年8月)	基準等の改定
8	14	2	0				日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(平成5年11月)	8	14	2	0				日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編)(平成27年6月)	基準等の改定
8	14	2	0				日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説(昭和63年12月)	8	14	2	0				日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説(平成28年3月)	基準等の改定
8	14	18	3	2		裏込め注入の施工	受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。	8	14	18	3	2		裏込め注入の施工	受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。ただし、覆工コンクリートの巻厚が薄く、注入材の偏りによって覆工コンクリートが変形し、新たなひび割れが発生するおそれのある場合には、左右交互にバランスのとれた注入順序とする。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。	道路トンネル維持管理便覧(本体工編)に準拠